

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
1	要求水準書 (案)	2	第1	3	(1)				事業スキームの特徴	民間収益事業のための借地期間について、合築の場合は70年が上限との記載がありますが、分築の場合は借地期間の上限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
2	要求水準書 (案)	3	第1	3	(2)				施設構成	ホテルの部屋数等について、制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	旅館業法に定められる「ホテル営業」の基準を満たす必要があります。
3	要求水準書 (案)	3	第1	3	(3)				各事業主体の役割分担	M I C E 施設の維持管理・保全業務に係り、事業期間中にP F I 事業者②との調整事案が生じた場合、貴市が仲介役となっていただけるでしょうか	本市の役割の範囲で調整を行います。なお、四半期ごとに開催する「20街区MICE施設運営協議会」においても、P F I 事業①とP F I 事業②の情報共有や協議を行う予定です。
5	要求水準書 (案)	4	第1	3	(3)		図表 3		各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	「外構施設保守管理業務」はPFI事業者②の業務となっていますが、図表14(P69)では、外構はPFI事業者①の業務となっています。どのように考えたら良いですか	入札公告時に示す要求水準書において、図表3の「外構施設保守管理業務」を、P F I 事業者①へ訂正します。
4	要求水準書 (案)	4	第1	3	(3)		図表 3		各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	清掃業務はPFI事業者②の区分になっており、衛生消耗品（トイレットペーパーや水石鹼等）の負担についてもPFI事業者②の負担という認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
6	要求水準書（案）	5	第1	3	(3)				図表3 周辺基盤施設① 整備業務	維持管理につき「日常管理を除く」とあります、「日常管理」の具体例を交えて明示願います。	特別な機材を使用しない清掃など、PFI事業者②が行う日常的な管理業務を指します。
7	要求水準書（案）	5	第1	3	(3)				図表3 業務範囲	周辺基盤施設に関し、図表3ではPFI事業者①の業務範囲は周辺基盤施設①の設計・建設・維持管理業務のみですが、19頁の第2.3.(4)と(5)において、周辺基盤施設②の維持管理、周辺基盤施設③の施設計画、維持管理はPFI事業者①の業務のように読み取れますかどのように理解すればよろしいでしょうか。 事業敷地内外での役割分担があるのであれば、あわせてご教示ください。	周辺基盤施設②、③については、図表3では歩行者デッキのうち事業敷地外（道路部分）に立地する部分について、P19では事業敷地内に立地する部分について記載しています。 なお、周辺基盤施設③に付随するエレベータ及び階段についてはNo. 64の回答を参照ください。
8	要求水準書（案）	13	第2	1	(1)				敷地概要	キング軸、「22街区の敷地の一部」部分の平面、ペデストリアンデッキの平面、レベルの座標及びCADデータの提供はありますか？	本市ではキング軸のCADデータは所有していません。なお、当街区のキング軸の中心線は、50街区で整備されたキング軸の中心線と、臨港パークの潮入りの池の中心線を結んだ位置を基本とします。 詳細については、都市整備局みなとみらい21推進課にお問い合わせください。 また、本市では22街区の敷地の一部、既存施設のペデストリアンデッキの平面図のCADデータおよび座標値は所有していません。当該部分について提供できる図面については入札公告時に提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
9	要求水準書 (案)	13	第2	1	(1)				敷地概要	道路の廃道、変更をした場合に新しく生まれる土地は、宅地として帰属され、所有者は貴市になりますか？ また、その土地を借地する場合、賃料や借地契約との規定（期間等）の考え方はどのようにになりますか？ さらに、展示ホール北の交差点、信号の扱いはどのようになりますか？	1つ目については、「道路の廃道、変更をした場合に新しく生まれる土地」については、所有者が本市となる協議を行います。 詳細については、関係機関との協議により決定します。 2つ目については、その土地の定期借地の条件の詳細については入札公告時に提示する予定です。 3つ目については、道路管理者、警察等との協議事項となります
10	要求水準書 (案)	13	第2	1	(1)				敷地概要	既存施設との一体性を確保した施設整備のため、パシフィコ横浜の展示ホール・アネックスホールの図面をお借りすることはできますか。	横浜国際平和会議場のホームページで図面のダウンロードが可能です。 (http://www.pacifico.co.jp/promoter/dl/list.html)
11	要求水準書 (案)	13	第2	1	(1)				敷地概要	「22街区を内の…提案ができる」とありますが、計画する上での条件等があれば教えてください。	条件は、13ページの(1)施設概要に示すとおりです。 既存施設の車両動線については、別紙8をご参照ください。 なお、法令及び関係機関との調整が可能な計画であることが必要です。詳細については、入札公告後の対話の中でご確認ください。
12	要求水準書 (案)	13	第2	1	(1)				敷地概要 高さ制限	60mの高さ制限は、絶対高さになりますでしょうか。（景観に配慮した上で、塔屋等を設置することは可能でしょうか。）	60mの高さ制限は地区計画に定めているため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条によります。本条例で定める範囲内の塔屋等の設置は法令上可能です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
13	要求水準書（案）	14	第2	1	(2)				土地使用料	ご提示された借地料は、路線価価格510千円/m ² に対して年間4%程度と、比較的高額と認識しております。土地使用料の試算根拠としまして、建築物用途はホテルとの事ですが、今後の検討の指標になりますので、以下の内容をご教授ください。 ①ホテルのグレード等（シティ、ビジネス、宿泊特化、フルスペックなど） ②ホテルの規模、客室、その他の用途について（客室数、客室規模、レストラン、宴会場、婚礼の有無） ③ホテルの工事費、施設規模	本市が提示した土地使用料概算額は、図表5に提示した場所にホテルを建設する場合を想定して算定したものです。 民間収益施設のご提案にあたってのホテルの計画条件（ホテルのグレード等、規模、その他の用途、工事費等）については、事業者のご提案に委ねます。なお、民間収益施設の評価に関する本市の考え方については、入札公告時に提示します。
14	要求水準書（案）	14	第2	1	(2)				土地使用料	土地使用料は、契約締結時に提案した立地条件により評価を再度行い、最終的な土地使用料を提示するとありますが、入札公告での提示額と最終決定額に差異が生じた場合の扱いをご教示ください。	入札公告時に提示する予定の土地使用料は仮定の立地条件のもとに算定した参考額です。落札者から提案された立地条件により土地使用料の評価を再度行い、契約締結時に示す金額が、最終的な土地使用料となります。
15	要求水準書（案）	14	第2	1	(2)				土地使用料	土地使用料の概算額が1,712円とありますが、保証金などの一時金等について、考え方を教えてください。	保証金の詳細については、入札公告時に定期借地契約書案により提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
16	要求水準書 (案)	14	第2	1	(3)				周辺インフラ整備状況	本事業をみなとみらい21中央地区全域振興と捉えた場合、横浜駅東口からのアクセス環境整備の構想を市として如何お考えでしょうか。	横浜駅東口からのアクセスは、はまみらいウォークからキング軸を通ることが想定され、50街区と20街区をつなげるデッキ整備を検討中です。また、未開発街区（52、53、54街区）内のキング軸整備についても、魅力的な軸となるよう、今後、街区開発予定者が決定した際には調整を行います。 また、現在検討中の横浜市都心臨海部再生マスタープラン（仮称）において、横浜都心臨海部での新たな交通の導入により、観光客・就業者・居住者の利便性・回遊性を高めることについて議論しています。
17	要求水準書 (案)	14	第2	1	(3)				周辺インフラ整備状況	上記質問No16と同様に、国内・国際線が多様化する羽田空港からの航路移動は機能性且つ利便性を持つ重要なアクセスとなります。市としてのインフラ整備に関する所見をお聞かせ下さい。	現時点では、羽田空港からの航路移動についての具体的な計画はありませんが、横浜都心臨海部と羽田空港とのアクセス強化については重要な課題と認識しています。
18	要求水準書 (案)	15	第2	1	(3)	①～ ④			周辺インフラ整備状況	民間収益事業の電気、蒸気・温水・冷水、水道、ガス等エネルギーの需用元はPFI事業者②のパシフィコ横浜となるのでしょうか。	民間収益施設の電気、蒸気・温水・冷水、水道、ガス等の使用料は、民間収益事業者がエネルギー供給者に支払ってください。
19	要求水準書 (案)	15	第2	1	(3)	④			地域冷暖房施設	地域冷暖房システムの利用は必須でしょうか	みなとみらい21街づくり基本協定により、地域冷暖房システムを利用することになっています。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
20	要求水準書（案）	16	第2	1	(4)	②			土壤汚染状況	貴市にて土壤汚染調査を実施することになつており、実施方針のリスク分担表でも貴市のリスク分担となつておりますが、工事期間中に汚染が発覚した場合の対策費も貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	本事業の敷地に土壤汚染等の瑕疵があった場合、当該瑕疵等に起因して事業者に追加的な費用が生じたときは、本市は、合理的な範囲で費用を負担する予定です。
21	要求水準書（案）	16	第2	1	(4)	②			土壤汚染状況	土壤汚染調査を貴市が実施され、また、実施方針別紙3の用地リスクにおいて貴市がリスクを負担されるとございます。 貴市が土壤汚染調査を行い、汚染判定が無いと判断された後に（例えば、杭汚泥等、深度方法における土壤から）汚染土が見つかった場合も貴市の負担と考えてよろしいでしょうか？	質問No. 20の回答を参照してください。
22	要求水準書（案）	16	第2	2	(1)				20街区MICE施設	表中の会議室の主な導入機能に、既存施設のアネックスホールと一体的に利用できる大・中・小の会議室とありますが、周辺基盤施設①の導入機能に当該内容も含まれるとの認識でよろしいでしょうか	周辺基盤施設①は、既存施設と20街区MICE施設をつなぐデッキであり、大・中・小の会議室は含まれません。ただし、提案により、大・中・小の会議室を22街区内の敷地の一部に設置することは可能です。
23	要求水準書（案）	16	第2	2	(1)			図表 7	倉庫の大きさ	多目的ホール、会議室の倉庫の大きさをご教示頂くことはできますでしょうか。	入札公告時に提示するPFI事業者①が設置すべき什器備品の一覧を参考として必要な倉庫の規模をご提案ください。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
24	要求水準書（案）	16	第2	2	(1)			図表 7	会議室	倉庫の面積に規定がありませんが、入札公告前の段階でどの程度の面積が必要か、概略教えて頂けますでしょうか。	質問No.23の回答を参照してください。
25	要求水準書（案）	16	第2	2	(1)			図表 7	会議室	会議室と既存のアネックスホールの一体利用とは同時開催可能という理解でよろしいでしょうか。具体的な利用のイメージをご教示いただくことは可能でしょうか。	その理解で結構です。アネックスホールと同時使用するイメージです。
26	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)			図表 7	ホワイエの高さ	多目的ホールのホワイエも天井高さ10mが要求水準となりますでしょうか。	多目的ホールのホワイエの天井高を、10mにする必要はありません。利用形態を想定し、適切な高さを確保してください。
27	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)			図表 7	荷捌き駐車場等	駐車場は、搬出入車両と付置義務の一般車両の利用が想定されていますが、それぞれの車両動線を分離する必要はないでしょうか。	管理運営、安全性の支障がなく、かつ法令上も問題がない状態であれば、分離することに限定しません。
28	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)			図表 7	荷捌き駐車場等	荷捌き駐車場等は、有料ですが、無料ですか。 有料の場合、料金徴収はどのように（有人対応、機械対応等）するかお示しください。	荷捌き駐車場等の料金については、PFⅠ事業者②の裁量により決定する予定です。 なお、料金徴収のために必要な設備の考え方については、入札公告時に提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
29	要求水準書（案）	17	第2	2	(1)			図表7	荷捌き駐車場等	荷捌きスペース、自走式駐車場（附置義務含む）スペースとして20,000m ² の床面積を指定されていますが、効率的計画により規模を小さくできた場合、20,000m ² を確保しなくともいいでしょうか？	荷捌き駐車場等のスペースについては、入札公告時に詳細な条件(台数など)を提示する予定です。その要求水準を満たす限りにおいて、ご指摘のような提案が認められる場合があります。
30	要求水準書（案）	17	第2	2	(3)				民間収益施設	ホテルは、特定の会員専用のみのホテル営業は除くとありますが、「特定の会員制ホテルのみのホテル営業を行う部分があつてはならない」という事でしょうか。また、一部会員制のホテルは認められますでしょうか。	民間収益施設は、MICE機能を補完する施設と位置づけているため、旅館業法に基づくホテル営業は必ず行うこととし、MICE施設の利用者が利用できないものは認めません。ただし、MICE利用者用のホテルを確保した上で、それ以外の機能を禁止するものではありません。
31	要求水準書（案）	17	第2	2	(3)				民間収益施設	3つ目の項目に国際的なMICE施設に併設するにふさわしいサービスレベルを備えた施設とすること、とあります。市が意図する本事業のMICE施設に併設すべき要件と想定するふさわしいサービスレベルの指標をお聞かせ下さい。	20街区M I C E 施設とホテルの一体的な整備により、20街区M I C E 施設の利用促進や一層の利便性向上を期待しています。20街区M I C E 施設では国際会議や展示会、企業インセンティブ、レセプション等の利用も想定しており、海外参加者へのサービスはもちろんのこと、海外主催者からの問合せに問題なく対応できるなどのサービスレベルを提供できるホテルを求めていきます。
32	要求水準書（案）	17	第2	2	(3)				民間収益施設	国際的なMICE施設に併設するふさわしいサービスレベルを備えた施設とありますが、ふさわしいサービスレベルとはどのような内容をおっしゃっていますか？具体的にイメージしていらっしゃる水準、事例がございましたらご教授ください。	質問No. 31の回答を参照してください。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
33	要求水準書（案）	17	第2	2	(3)				民間収益施設（ホテル）の機能	ホテルは、国際的なM I C E 施設に併設するにふさわしいサービスレベルとあります。具体的なニーズや求められる機能等はありますでしょうか。	質問No. 31の回答を参照してください。
34	要求水準書（案）	17	第2	2	(3)				民間収益施設	「・本事業の目的と合致し、20街区MICE施設との一体的に整備する・・・中略・・・本事業の事業計画に悪影響を与えない施設とすること」とありますが、「悪影響を与える施設」としては具体的にどのような内容をお考えですか？	MICE施設の機能を妨げる又はイメージを低下させる施設を想定しています。地区計画で禁止されている用途のほか、例えば、反社会勢力の事務所等が考えられます。
35	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				キング軸の位置	敷地内のキング軸の正確な座標をご教示頂けますでしょうか。	当街区のキング軸の中心線は、50街区で整備されたキング軸の中心線と、臨港パークの潮入りの池の中心線を結んだ位置を基本とします。詳細については、都市整備局みなとみらい21推進課にお問い合わせください。
36	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				地盤面の高さ	デッキレベルは概ねT.P+11.71mとあります。地盤面の高さ（高低測量図）をご開示頂くことは可能でしょうか。	高低測量図を提示することはできませんが、横浜市行政地図情報提供システム（i-マッピ）において公表している地形図をご覧いただくことは可能です。
37	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)	② ④			みなとみらい21中央地区 地区計画に定める地区施設	デッキ上空で幅員25m以上の通景空間を確保とありますが、部分的に確保できていればよろしいのでしょうか。 また、庇を設ける場合、庇については透明にするなどして通景を妨げないようにする必要があるのでしょうか。	通景空間の確保は、原則として、全ての箇所で必要になります。庇の仕様について、透明な部材を必ずしも使用する必要はありませんが、通景への配慮をした計画してください。具体的には、都市景観協議の中で、パースや図面などで協議を行い、決めていきます。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
38	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)	④			みなとみらい21 中央地区 地区 計画に定める地 区施設	デッキ上空で、幅員25m以上の通景空間とは、デッキレベルから何メートル以上の空間部分を想定していますか？	デッキレベルから高さ概ね10m以上の空間を想定しています。
39	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				みなとみらい21 中央地区 地区 計画に定める地 区施設	キング軸の仕様：デッキ上空で幅員25mの通景空間はあるが、一部、建物の突起物や修景の工作物程度であれば認めていただくことは可能でしょうか。	幅員25m以上の通景空間の確保は、原則として、全ての箇所で必要となります。建物の突起物や修景の工作物については、幅員25m以上の通景空間が確保されているかどうかの観点で判断します。具体的には、都市景観協議の中で、ペースや図面などで協議を行い、決めていきます。
40	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				みなとみらい21 中央地区 地区 計画に定める地 区施設	キング軸の仕様：デッキ上空で幅員25mの通景空間はあるが、渡り廊下等により南北を上空で繋ぐことを認めていただくことは可能でしょうか。（キング軸を強調するゲートのようなデザイン等）	幅員25m以上の通景空間の確保は、原則として、全ての箇所で必要となります。
41	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				みなとみらい21 中央地区 地区 計画に定める地 区施設	キング軸の仕様：幅員15mのとあるが「これは平均幅員15mとする事で「広い箇所、狭い箇所を設けてもよいのでしょうか」	キング軸上は全ての箇所で幅員15mを確保する必要があります。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
42	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)				みなとみらい21中央地区 地区計画に定める地区施設	キング軸の仕様：デッキ上空で幅員25mの通景空間とありますが「一部或いは全部を通景空間としない」事はないのでしょうか。	幅員25m以上の通景空間の確保は、原則として、全ての箇所で必要となります。
43	要求水準書（案）	18	第2	3	(2)	⑥			みなとみらい21中央地区 地区計画に定める地区施設	地区施設沿いには、店舗やサービス施設等による賑わいの創出に配慮とありますが、その運営についてはPFI事業②に含まれるとの認識でよろしいでしょうか	地区施設沿いの店舗やサービス施設等の運営の考え方については、入札公告時に提示する予定です。
44	要求水準書（案）	19	第2	3	(4)				臨港パークとの接続デッキ（周辺基盤施設②）について	20街区と臨港パーク間に接続デッキを設備する旨、記載があります。歩行面での利便性は理解出来ますが、臨港パーク（内）自体の開発や有効な活用仕様について市はご検討されていますか。（例えば、新規施設やMICE実施期間を対象としたイベントの開催等。）	臨港パークの未整備エリアの整備については、現在検討しています。 臨港パークでのイベント開催やホテルのお客様に利用いただくなどの活用方策を考えていきます。
45	要求水準書（案）	19	第2	3	(4)				臨港パークとの接続デッキ（周辺基盤施設②）について	上記質問No. 44に関連し、臨港パークと20街区に隣接する21街区内地盤（耐震）パースには緊急時に備えたヘリポートがありますが、将来的にみなとみらい21中央地区的環境としてヘリポートを活用していくことは可能でしょうか。	みなとみらい場外離着陸場（ヘリポート）は、利用できる時間等により制限がありますが、活用することは可能です。
46	要求水準書（案）	19	第2	3	(4)				臨港パークとの接続デッキ（周辺基盤施設②）について	歩行者デッキとの接続計画及び接続工事にかかる費用について、本事業の対価に含まれない理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時までに提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
47	要求水準書（案）	19	第2	3	(4)				臨港パークとの接続デッキについて	「キング軸上」とありますが、接続部分は軸上の接続を心がけますが、敷地内のキング軸をずらす事は可能でしょうか？例えば、幅員15m以内でのずれは可能でしょうか？	キング軸は、地区計画においてその位置を指定しています。詳細位置については、キング軸全体の通景空間や他街区との軸線の整合を確保したうえで、都市景観協議の中で決めていきます。
48	要求水準書（案）	19	第2	3	(4) (5)				接続デッキ 周辺基盤施設② ③	「歩行者デッキを事業敷地内に整備し、PFI事業期間中の維持管理を行うこと」とありますが、ここに記載されています「維持管理」とは、P64(2)①～④の業務のみと判断すればよろしいでしょうか？P5にあります役割分担表の周辺基盤施設②③の維持管理業務との違いを教えてください。	1点目は、その理解で結構です。 2点目は、No.7的回答を参照ください。
49	要求水準書（案）	19	第2	3	(5)				50街区との接続 デッキ(周辺基盤 施設③)について	歩行者デッキとの接続計画及び接続工事にかかる費用について、本事業の対価に含まれない理解でよろしいでしょうか。	歩行者デッキとの接続計画にかかる協議等はPFI事業①に含みますが、50街区との接続工事にかかる費用は本事業の対価には含みません。
50	要求水準書（案）	19	第2	3	(5)				50街区との接続 デッキ(周辺基盤 施設③)について	本項目では、「キング軸上」との記載はございませんが、事業敷地と隣接敷地間が繋がっていればそのデッキの配置は自由と考えてよろしいですか？	50街区と事業敷地とを接続する周辺基盤施設③については、キング軸上に整備することを予定しています。
51	要求水準書（案）	19	第2	3	(5)				50街区との接続 デッキ(周辺基盤 施設③)について	施設の設計及び見積をするためには市が整備する接続デッキの詳細計画内容が必要となりますですが、入札時に公表されますか。	その理解で結構です。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
52	要求水準書（案）	20	第2	3	(5)				50街区との接続デッキ(周辺基盤施設③)について	「上記の階段及びエレベーターについては、供用開始後、PFI事業者①が維持管理を行うものとする」と記載されていますが、67頁の図表13の区分では、昇降機はPFI事業者②の区分となっております。階段がPFI事業者①の管理区分で、エレベーターはPFI事業者②の管理区分と理解でよろしいでしょうか。	民間収益施設に設置する階段およびエレベーターの管理は民間事業者、MICE施設内の階段の管理はPFI事業者①、エレベーターの管理はPFI事業者②の管理区分となります。 入札公告時に公表する要求水準書の記載を修正します。
53	要求水準書（案）	20	第2	3	(6)				交通処理	「街区内外への車両の出入りについて交通管理者（神奈川県警）及び道路管理者（市）と協議を行うこと。」とあるが、計画条件を詰めるために、提案書作成段階において事業者側で独自に個別の事前協議を進めることは可能でしょうか。	提案書作成段階において、一般的な取扱や考え方等を、ご相談頂くことは可能です。
54	要求水準書（案）	21	第2	3	(9)	③			魅力的な歩行者空間（キング軸）の形成	現況市が要求するキング軸の構造は首都高速神奈川1号横羽線から臨港パーク迄の直接コースとなっています。今後の開発展開に於いて20街区の構造等によりキング軸の形態や幹線位置（直線ではなく湾曲等が認められる。）変更の猶予もあるのでしょうか。	キング軸は、地区計画においてその位置を指定しております、また軸全体の通景空間や他街区との軸線の整合を確保する必要があるため、それらと整合しない湾曲等は認められません。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
55	要求水準書（案）	21	第2	3	(9)	③			魅力的な歩行者空間（キング軸）の形成	魅力的な空間形成に寄与するよう、サービス施設や賑わいを創造する機能また、外部から建物のにぎわいを望むことが出来るように配慮とありますが、キング軸に多目的ホールが接した場合、ホールの一部に商業施設を合築させたり、ホールの内部をのぞかせるようにする必要があるという事でしょうか？	商業施設については質問No.43の回答を参照してください。 ホールについては、ホール内部が外部から見えるような建築計画は避けてください。
56	要求水準書（案）	21	第2	3	(9)	④			駐車場	「駐車場は、建築物の地下に設けるなど、街並みの連続性を阻害しないようにすること。」とありますが、地上と地下ではコストに大きな差が生じる考えられます。入札金額の定量評価との関係はどのようになりますでしょうか。	詳細な審査基準については、入札公告時に落札者決定基準にて公表いたします。
57	要求水準書（案）	21	第2	3	(9)	④			駐車場	現状の搬出入車両の台数、車種、時間帯、頻度、待機方法やピーク時の状況についてご教示いただけないでしょうか。	■頻度等：既存展示ホールの例では、待機場の使用は年間平均105日程度で金～日曜日に利用が集中します。開催最終日には搬出作業がありますので、17時ぐらいから2～3時間ぐらいがピークとなることが多く見られます。 ■搬出入の流れ：車両は待機場で搬出入の順番を待ちます。荷物を積み降ろし後はそのまま退場します。 ■車種：イベントによりますが、普通車～10t車で、バンやワゴンが多いようです。
58	要求水準書（案）	23	第3						統括管理業務に関する要求水準	本章の要求水準は、PFI事業①として実施する業務の要求水準であることから、民間収益事業については対象外と考えてよろしいでしょうか	その理解で結構です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
59	要求水準書 (案)	24	第3	1	(4)				業務実施の基本方針	「その他付帯事業」とは、具体的に何を指すのでしょうか。	入札公告時に公表する要求水準書において、「その他付帯事業」は削除します。
60	要求水準書 (案)	24	第3	1	(4)				業務実施の基本方針	SPCが「個別業務やその他附帯事業にかかる事業収支を適切に管理すること」とありますが、PFIの事業期間とホテル等附帯事業期間が異なる場合、附帯事業終了までSPCは解散できないのでしょうか。	PFI事業①の終了後に、PFI事業者①（特別目的会社（SPC））は解散することが可能です。
61	要求水準書 (案)	24	第3	1	(5)	②			維持管理期間における統括責任者の設置	統括管理責任者は本施設への常駐を想定されているのでしょうか。	統括責任者に求められる役割を果たすことができれば、必ずしも常駐を求めるものではありません。
62	要求水準書 (案)	24	第3	1	(5)				実施体制	統括管理責任者は必ずしも現地常駐ではなくても良いという理解でよろしいでしょうか。また、構成員や協力企業ではない企業から選出しても良いと読み取れますが、可能なのでしょうか。	常駐については、質問No.61の回答を参照してください。また、別紙7に記載のとおり、原則として統括管理責任者は構成員又は協力企業から選出してください。
63	要求水準書 (案)	24	第3	1	(5)				統括管理責任者	「統括管理責任者は、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、個別業務の業務責任者が兼務すること。」とあります。これは個別業務の業務責任者と統括管理責任者とを兼務させる必要がある、という理解ででしょうか？	統括管理責任者と業務責任者の兼務の可否については、別紙7をご参照ください。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
64	要求水準書（案）	26	第3	2	(1)	②			統括管理業務	「20街区MICE施設運営協議会」の主催・運営者は貴市と考えてよろしいでしょうか	その理解で結構です。
65	要求水準書（案）	26	第3	2	(1)	②			業務の要求水準 統括マネジメント業務	統括管理責任者は、個別業務の業務責任者に発注状況がわかる情報を記載させることになっておりますが、建設工事も各工事ごとに2次下請けまで工種・業務に加えて発注金額まで記載させる必要はありますでしょうか。	建設工事を含む各業務について、PFI事業者から構成企業へ発注する業務（1次業務）に加え、構成企業から再発注する業務（2次業務）までを対象とし、発注金額を含めて記載していただきます。
66	要求水準書（案）	27	第3	2	(2)	①	イ		予算決算業務	「市の事前承認を得た予算を・・・」とありますが、事業契約締結後、いつ承認をいただくなるのでしょうか？	提案書提出時の内容により、適切に予算、経費等を執行して下さい。なお、詳細な予算執行・管理計画については、設計については、設計着手時、工事については、工事着手時、維持管理業務については、維持管理業務着手時までに市の事前承認を��ていただきます。
67	要求水準書（案）	27	第3	2	(2)	①	イ		計算書類等の提出時期	各事業年度終了後5月末とありますが、通常、株主総会での承認時期が決算月から3か月以内ですので、6月末としていただけませんでしょうか。	ご要望を踏まえ、入札公告時に公表する要求水準書にて計算書類等の提出時期を6月末とします。
68	要求水準書（案）	29	第4	1	(3)				民間ノウハウの発揮	「需要動向を勘案した事業者からの提案も可能」とありますが、これに基づき提案された施設の運営はPFI事業者②が行う、との理解でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のない機能を提案する場合には、事前に競争参加有資格者との対話にて提案内容を市と協議してください。なお、20街区MICE施設内に店舗等を設置する場合の運営条件は、入札公告時に提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
69	要求水準書（案）	29	第4	1及び2全般					基本方針及び建築計画の要求水準	本事業に当たり、ユニバーサルデザイン、外構計画（雨よけの設置）、サイン計画等、多岐に亘る基本方針が要求されています。一方、現状の近隣環境或いはみなとみらい21地区広域に於いて不足しているサインボード、エリアマップ、インフォメーション機能、雨よけの不備、バリアフリーの不整備等が見受けられます。この環境整備については別途、市の範疇として並行し改善して頂けるものでしょうか。	ご意見として承ります。
70	要求水準書（案）	31	第4	2	(3)	①	イ		動線計画 デッキレベル	「キング軸を挟んで、両側に建物を配置する場合には、両施設間の移動は天候に左右されることがなく、移動が円滑に」という記述がございます。キング軸はオープンモールとのルールがございますが、屋根をかけることは地区計画等に抵触しないという判断でよろしいでしょうか？	キング軸はオープンモールのため、原則、屋根を設置する事はできませんが、キング軸を挟んで両側にMICE施設を配置する場合は、雨天時の歩行や通景空間の確保に配慮した、動線幅員の範囲内の屋根に限り、設置する事は認められます。 一方、デッキレベルでの両側MICE施設横断は、キング軸の通行動線と輻輳することとなるため、本項目については入札公告時に公表する要求水準書の記載を修正します。
71	要求水準書（案）	31	第4	2	(3)	②			建物へのアクセス	VIP及びタクシー等を利用するための利用者のための車寄せを整備とありますが、臨港幹線道路（国際大通り）からのアプローチは可能であるということで、警察協議等は終了している理解でよろしいでしょうか？	みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインにおいて、「駐車場の出入口又は自動車サービス路の出入口は、街並みの連続性を阻害しないよう、国際大通りなどの地区内主要幹線道路沿いを避ける。」と規定されています。なお、車両の出入り口の計画については、都市整備局みなとみらい21推進課や県警等との協議になります。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
72	要求水準書（案）	31	第4	2	(3)	②			切り下げの設置	敷地内に2か所以上の車両の出入り口（切り下げ）を設けることは可能でしょうか。	事業者が設置位置等を示したうえで、土木事務所など関係機関との協議が整えば設置は可能です。
73	要求水準書（案）	31	第4	2	(3)	②			切り下げの設置	国際大通り沿いの歩道切り下げは可能でしょうか。施設計画に大きな影響を及ぼす重要な前提条件の為、提案書作成段階において事業者側で独自に関係機関（市及び警察）との個別の事前協議を進めることは可能でしょうか。	みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインにもとづき、原則、幹線道路に面して車両の出入り口を設けることは避ける必要があります。 なお、提案書作成段階において、一般的な取扱いや考え方等をご相談いただくことは可能です。
74	要求水準書（案）	31	第4	2	(2)				配置・ボリューム計画	「緊急事態等の発生の際に、避難誘導や救助活動等が容易に行えるよう、安全で分かりやすい施設配置計画とすること」とありますが、隣接して機能連携するパシフィコ横浜側の災害発生時における避難計画等との調整は必要でしょうか。必要な場合、計画をご教示頂くことは可能でしょうか。	パシフィコ横浜緊急ガイドを競争参加有資格者に提示します。
75	要求水準書（案）	33	第4	2	(6)				安全・防災・防犯計画	地震や風水害等大規模災害が発生した際に計画施設に必要とされる諸機能が述べられておりますが、20街区に求められる具体的な市の整備基準は定められていますでしょうか。基準等がありましたら、ご開示を頂くことは可能でしょうか。	20街区はまだ施設が建設されていないため、現在は本市の防災上の位置づけはありません。現時点で求めている構造基準等は、要求水準書（案）に記載しているとおりです。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
76	要求水準書（案）	33	第4	2	(6)				安全・防災・防犯計画	大規模災害発生時の備蓄庫機能を持たせることになっておりますが、何日分・何人分の備蓄を想定しておりますでしょうか。	備蓄の内容は、本市危機管理課が所管します。事業者は、備蓄庫を適切な位置に配置してください。 なお、防災備蓄庫の規模については、要求水準書（案）P45に記載のとおり、約100m ² 程度としてください。
77	要求水準書（案）	36	第4	2	(10)	③			雨よけの設置	キング軸にそって、両幅3m程度の雨よけを設置とございます。キング軸はオープンモールとのルールがございますが、屋根をかけることは地区計画等に抵触しないという判断でよろしいでしょうか？	キング軸について、幅3m程度の庇等の雨よけについては、地区計画に抵触しないと判断します。
78	要求水準書（案）	38	第4	3	(1)	②	イ	ウ	各諸室の要求水準	利用者向け控室と出演者用控室の違いはありますでしょうか。また、各室の規模や想定利用者層と利用人数を教えて頂けますでしょうか。	多目的ホールの利用者向け控室は壁クロスなどがないシンプルな部屋または小会議室を代用することも可能とします。 出演者用控室は、いわゆる「楽屋」のように化粧前がある部屋のことを想定しています。5名規模が3部屋程度、10名規模が2部屋もしくはうち1部屋は20名程度の規模が望ましいと考えます。
79	要求水準書（案）	39	第4	3	(1)	④			遮音・音響性能	「…所要の遮音・音響性能」とありますが、具体的遮音性能等をお示し頂けないでしょうか？	具体的な遮音性能等については、関係法令に規定されている性能水準を想定しています。関連法令に規定されている遮音・音響性能を満足するようにご提案ください。
80	要求水準書（案）	40	第4	3	(1)	⑧			情報通信設備	既存施設と一体的に貸出ができるカードキーによる入退室管理設備となっておりますが、同程度機能以上であれば既存施設のシステムと同一メーカーで無くても宜しいでしょうか。	既存施設のシステムとの互換性があり、集中管理ができるのであれば可能です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
81	要求水準書（案）	40	第4	3	(1)	⑧			情報通信設備	既存施設と一体的に貸出ができるカードキーによる入退室管理設備となっておりますが、例えば鍵管理システム等で既存・新施設のカードキーの貸出管理を行う事でも宜しいでしょうか。	質問No.80的回答をご参照ください。
82	要求水準書（案）	43	第4	3	(4)	①			エントランスホール	エントランスホールとキング軸のスムーズな連携とは具体的にどのような状況を想定されていますでしょうか。	エントランスホールとキング軸間の移動を容易なものとし、キング軸を通じて臨港パークやなど周辺街区とのアクセス等を高める等の工夫を期待しています。
83	要求水準書（案）	44	第4	3	(4)	④			既存施設との連携	既存施設と建物を接続する場合に、「接続しても既存施設の現行基準を満たすよう、市及び株式会社横浜国際平和会議場と協議を行うこと」とありますが、提案書作成段階において事業者側で独自に個別の事前協議を進めることは可能でしょうか。	各所管窓口で、一般的な取り扱いを相談することは可能です。
84	要求水準書（案）	45	第4	3	(6)				中央管理室	「警備・防災用の中央防災センターを1箇所設置」とありますが、本事業では警備業務が対象外となっていることから建築物保守管理業務及び建築設備機器保守管理業務等の本事業の従事者が常駐する場所と理解で宜しいでしょうか。（PFI事業②の警備員も同じところに常駐するのでしょうか）	中央監視室には、空調・照明等のコントロールの従事者（PFI事業者②に属する）が詰める場所となります。警備・防災用の中央防災センターには、警備及び安全管理・防災・緊急時対応業務の従事者（PFI事業者②に属する）が常駐します。なお、維持管理・保全業務に従事するスタッフ（PFI事業者①及びPFI事業者②に属する）の控室をバックヤードに設置することを想定しています。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
85	要求水準書（案）	45	第4	3	(6)				中央管理室	「24時間体制で対応できるように」とあります、市の想定では維持管理・保全に従事するスタッフは、24時間の配置を想定しているのでしょうか。またはPFI事業②の警備員が24時間体制で対応することを想定しているのでしょうか。	維持管理・保全に従事されるスタッフの方は、24時間の常駐は想定していません。また、PFI事業②に属する中央監視室の従事者及び警備員については24時間体制での対応を想定しています。
86	要求水準書（案）	46	第4	3	(7)				その他	多文化コミュニケーションルームとは、どの程度の広さで、中でどのような事を行う想定でいますか？	外国人の参加者の対応として、定時の礼拝などができる空間を必要とされてるため、設置するものです。規模については入札公告時に提示する予定です。
87	要求水準書（案）	47	第4	5	(2)	②			発電施設	「災害時停電には、負荷を制限して3日間、施設の機能を維持すること」とありますが、負荷の制限内容については事業者側の提案で良いでしょうか。市側にガイドライン等があればご開示を頂くことは可能でしょうか。	「官庁施設の総合耐震計画基準」の自家発電設備の分類(甲種)に応じ決定します。
88	要求水準書（案）	49	第4	5	(6)				情報通信設備	警察無線の使用をするため、施設内外アンテナ設備・中継設備を設置とありますが、現時点での電波受信状態及び必生な処置を明示願います。 また、当該要求は現時点でのものであり、将来において電波受信状態が変わった事による変更・増設等は含まれないと理解でよろしいでしょうか？	詳細な内容は、落札後に警察と協議をお願いします。 将来、電波受信状態が変わった場合は、その事由により適切に費用負担者を決定します。
89	要求水準書（案）	50	第4	5	(12)				防災設備	既存施設のシステム概要を開示いただけますでしょうか。	競争参加有資格者に提示する予定です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
90	要求水準書（案）	51	第4	5	(13)				機械警備設備	既存施設のカメラ・入退室管理システムと連携可能なシステムとあります。新施設に既存施設とは別に中央管理室が設置される訳ですが、連携とは具体的にどのような事でしょうか。	同一のイベントで複数の室・棟を利用する場合などに必要な警備対応ができる求めます。双方の中央管理室間で、情報をやりとりできること等も含みます。
91	要求水準書（案）	51	第4	5	(13)				機械警備設備	既存施設のシステム概要を開示いただけますでしょうか。	セキュリティ上の問題があるため、落札者に提示する予定です。
92	要求水準書（案）	55	第5	1	(2)				国庫補助金申請補助業務	交付金の名称及び具体的な補助金の内容（申請業務の内容）についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に提示します。
93	要求水準書（案）	55	第5	2	(1)	①			事前調査業務	横浜みなとみらい21が対応する電波障害対策費の扱いはどのように考えればいいですか？	電波障害対策費等が必要になる場合は、PFI事業①の事業費に含まれます。みなとみらい21地区で開発を行う場合、横浜都心電波対策協議会に加入し、電波障害の調査及び対策にかかる負担金を協議会にお支払いいただく必要があります。詳細は横浜都心電波対策協議会の事務局である一般社団法人横浜みなとみらい21にお問い合わせください。
94	要求水準書（案）	59	第6	2	(1)	③	ア		建設工事	市は、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことが出来るとの事ですが、基本的には、工事現場での作業が行われている時間帯と考えてよろしいでしょうか？	その理解で結構です。

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
95	要求水準書（案）	62	第6	2	(2)				什器備品設置業務	「リース方式による調達は原則として認めない」とありますが、認める可能性があるものとして想定されているケースをご教示下さい。	現時点でリース方式を認める予定の什器備品はありません。ご提案がある場合は入札公告後のご質問、あるいは対話の際にご確認ください。
96	要求水準書（案）	66	第8	1	(6)	②			月次業務報告書提出時期	月間業務報告書の提出が翌月末日まで、となっておりますが、この報告書提出をもってモニタリングが始まるとして、サービス対価支払いまでの期間が長くなりすぎる懸念があります。10日までに報告書を提出する、等支払いまでの期間を短縮する方策はご検討いただけますでしょうか？	入札公告時に公表する要求水準書にてご要望の内容を踏まえて修正します。
97	要求水準書（案）	66	第8	2	(1)				建築物保守管理業務	既存施設との接続に際し、22街区の一部を活用して何らかの施設等を整備した場合、その施設等の維持管理はPFI事業①の対象になるのでしょうか。	その理解で結構です。
98	要求水準書（案）	69	第8	2	(4)	①		図表 14	修繕業務	修繕業務のうち電気、空調、給排水は、PFI事業者①の分担となっています。施設の稼動状況によって修繕費も変わってきますが、予測が難しいことと、運営が別事業者でありコントロールもできないということになります。稼働状況について一定の前提をおく等の工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。	20街区MICE施設は、既存施設の会議センターが機能としては類似しており、稼働状況については、これらの施設が参考になると考えています。稼働率は、横浜国際平和会議場のHPにてアニュアルレポートが公表されていますのでご参照ください。 (http://www.pacifico.co.jp/company/annualreport.html) なお、水光熱費については、PFI事業②にて負担を行います。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E 施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
99	要求水準書 (案)	69	第8	2	(4)	①		図表 14	修繕業務	「外構※2」とありますが、「※2」の内容をお示し下さい。	誤植のため、入札公告時に公表する要求水準書では削除します。
100	要求水準書 (案)	69	第8	2	(4)	①		図表 14	修繕業務	図表14の中の「外構※2」とは何を指していますか？	質問No. 99の回答を参照してください。
101	要求水準書 (案)	69	第8	2	(4)	①		図表 14	修繕業務	図表14においてPFI事業者①の建築区分の修繕項目「外構」に※2という表示がありますが、説明事項が見当たりません。何か注意事項はありますでしょうか。	質問No. 99の回答を参照してください。
102	要求水準書 (案)	69	第8	2	(4)	①		図表 14	修繕業務	設備消耗品（蛍光灯や空調Vベルトなど）の費用負担の担当はどちらになるのでしょうか。	設備消耗品の費用負担については、事業者の管理対象に準拠します。例えば、「照明設備」はPFI事業②の分担のため、蛍光灯はPFI事業②の負担、「空調設備」はPFI事業①の分担のため、空調VベルトはPFI事業①の負担となります。
103	要求水準書 (案)	68	第8	2	(4)				修繕業務	大規模修繕業務は含まれますか。	大規模修繕業務も含まれます。

みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業

要求水準書（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
104	要求水準書 (案)	69	第8	2	(4)				修繕業務	「事業期間終了時の水準」とはどの程度のものを想定されているのか具体的にご教示下さい。	事業終了後も引き続き運営を行うことを想定しており、要求水準書に示す各水準が維持されるよう修繕を行ってください。
105	要求水準書 (案)	16 40	第2 第4	2 3	(1) (2)				導入施設 各諸室の要求水準	主な導入機能について、会議室は既存施設アネックスホールと「一体的に利用できる会議室」となっていますが、一体的の利用とは建物を接続して利用するということでしょうか。	既存施設のアネックスホールと20街区M I C E施設の会議室が直接接続されている必要はありませんが、大規模な学会等の催事の際に、既存施設のアネックスホールと20街区M I C E施設の会議室を一体で利用しても支障が少ないような配置計画を期待しています。
106	要求水準書 (案)	別紙 2								20街区のC A Dデータの提供はありますか？	20街区のC A Dデータの提供はありません。
107	要求水準書 (案)	別紙 6-2							残置されている 埋設物	敷地内の埋設物（松杭）の位置、数量が分かる資料はございませんか。	「別紙6-1～6-2_地下埋設図、残置されている埋設物」以上の資料はありません。